

厚生労働省
広島労働局発表
令和6年11月28日

担当	広島労働局労働基準部賃金室 室長 檀上昌浩 賃金指導官 栗林隆幸 (電話) 082 (221) 9244
----	---

報道機関各位

広島県特定(産業別)最低賃金の改正について

4業種、時間額50円の引上げ

— 令和6年12月31日に発効します —

広島労働局長(小沼宏治)は、広島地方最低賃金審議会(会長 岡田 行正)に
諮問した7業種の特定(産業別)最低賃金のうち、別添「広島県の最低賃金」の4
業種(令和6年12月31日発効)について、令和6年10月30日に答申を受
け、引き上げる旨を決定し、本日、官報に公示しました。

政府は、賃金引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、各種支
援策を設けており、広島労働局では、支援策が幅広く活用されるよう今後も周
知に努めてまいります。

また、助成金、賃金引上げに関する規定や環境の整備については、『広島働
き方改革推進支援センター』が支援いたしますので、積極的にご相談くださ
い。

「広島県特定(産業別)最低賃金」とは

広島県内の関係労使が、基幹的労働者を対象として「広島県最低賃
金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要であると判断し
た産業について設定されている最低賃金です。

広島県の最低賃金



広島県最低賃金

時間額 **1,020円**

(令和6年10月1日発効)

広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用されます。

年齢・性別・雇用形態(臨時・パート・アルバイト等)を問いません。

なお、下記の産業に該当する事業場で働く労働者にはそれぞれの

「**広島県特定(産業別)最低賃金**」が適用されます。ただし、

- ① 年齢18歳未満又は65歳以上の者
- ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- ④ 下記の産業において「**特定の軽易業務**」に主として従事する者には、「**広島県最低賃金**」が適用されます。

○ 出入国管理及び難民認定法に基づく「**技能実習生**」は、当該業務に一定の経験を有しているものであるため、②の「**技能習得中のもの**」に該当しません。

○ 派遣就労中の労働者については、派遣先事業場に適用される最低賃金が適用されます。

広島県特定(産業別)最低賃金 (業種名は日本標準産業分類による)	時間額	発効年月日	上記④の特定の軽易業務
広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業、その他の鉄鋼業最低賃金 ※高炉によらない製鉄業等を除く	1,114円	令和 6.12.31	
広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 ※建設用ショベルトラック製造業を除く	1,070円	令和 6.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆ばり取り又はかきめ
広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 ※民生用電気機械器具製造業等を除く	1,045円	令和 6.12.31	部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、錆ばり取り、かきめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務
広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	1,048円	令和 6.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行うばり取り又ははんだ付けの業務
広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	1,030円	令和 5.12.31	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆ばり取り又はかきめ

以下2業種の特定(産業別)最低賃金は、改定されるまでの間、今回改正された広島県最低賃金を下回るため、令和6年10月1日から**広島県最低賃金時間額 1,020円**が適用されます。

広島県特定(産業別)最低賃金 (業種名は日本標準産業分類による)	時間額	発効年月日	上記④の特定の軽易業務
広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金 ※製缶板金業を含む	1,020円	令和 6.10.1	卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、錆ばり取り又はかきめ
広島県自動車小売業最低賃金 ※二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く	1,020円	令和 6.10.1	

広島県各種商品小売業最低賃金 ※衣、食、住にわたる商品を小売するもので、その性格上いづれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所(百貨店、総合スーパー等)	1,020円	令和 6.10.1	<u>左記の特定(産業別)最低賃金は、令和4年10月1日から、広島県最低賃金が適用されています。</u>
--	--------	--------------	--

最低賃金に算入しない賃金 (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当 (2) 時間外、休日及び深夜の割増賃金
(3) 臨時に支払われる賃金及び1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

最低賃金に関するお問い合わせは広島労働局賃金室、最寄りの労働基準監督署までお願いします。

広島労働局 HP →



広島労働局賃金室	TEL 082-221-9244	広島中央労働基準監督署	TEL 082-221-2460	呉労働基準監督署	TEL 0823-22-0005
福山労働基準監督署	TEL 084-923-0005	三原労働基準監督署	TEL 0848-63-3939	尾道労働基準監督署	TEL 0848-22-4158
三次労働基準監督署	TEL 0824-62-2104	広島北労働基準監督署	TEL 082-812-2115	廿日市労働基準監督署	TEL 0829-32-1155



賃金引上げに関する支援

1 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給(事業場内最低賃金)を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等(機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング等)を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。

- ・お問合せ先 業務改善助成金コールセンター TEL 0120-366-440
広島働き方改革推進支援センター TEL 0120-610-494
- ・申請先 広島労働局 雇用環境・均等室 TEL 082-221-9247

〒730-8538 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第2号館5階



2 キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。

- ・お問合せ先 広島労働局 職業安定部職業対策課 TEL 082-502-7832
〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-7 広島KSビル4階



3 中小企業向け賃上げ促進税制

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額(個人事業主は所得税額)から控除できる制度です。

- ・お問合せ先 中小企業税制サポートセンター TEL 03-6281-9821



4 企業活力強化貸付(働き方改革推進支援資金)

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を融資します。

- ・お問合せ先 日本政策金融公庫 TEL 0120-154-505



中小企業・小規模事業者の状況に応じた支援策の提案(相談窓口)

広島働き方改革推進支援センター

中小企業事業主からの賃金引上げに向けた助成金や労務管理等に関する相談に対して、無料で労務管理等の専門家(社会保険労務士等)による窓口等での支援や訪問支援(原則3回まで)を行います。

- ※ 就業規則や賃金制度等の見直し、同一労働同一賃金、各種助成金制度の活用等の相談
- ※ 電話・メール、来所による相談、企業への個別訪問によるコンサルティング等の対応

- ・ご相談窓口 広島働き方改革推進支援センター TEL0120-610-494

〒730-0011 広島市中区基町 11-13 合人社広島紙屋町アネクス 4階

